

4. 通所型サービス（独自/定率）サービスコード表

【通所サービスA（区独自基準通所型サービスA）】

基本部分		
イ 通所型サービスA費		週1回程度 事業対象者、要支援1・2 (1月につき 1,464単位)
		週2回程度 要支援2（要支援1、事業対象者※） ※特別な事情がある場合 (1月につき 2,928単位)
ロ 運動器機能向上加算		(1月につき 120単位を加算)
ハ 栄養アセスメント加算		(1月につき 50単位を加算)
ニ 栄養改善加算		(1月につき 200単位を加算)
ホ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）	(1月につき 150単位を加算)
	(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）	(1月につき 160単位を加算)
ヘ 一体的サービス提供加算		(1月につき 480単位を加算)
ト サービス提供強化加算	(1) サービス提供強化加算（Ⅰ）	週1回程度 (1月につき 88単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 176単位を加算)
	(2) サービス体制強化加算（Ⅱ）	週1回程度 (1月につき 72単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 144単位を加算)
チ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	(1月につき 100単位を加算) ※3月に1回を限度
	(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	(1月につき 200単位を加算)
リ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	(1回につき 20単位を加算) ※6月に1回を限度
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	(1回につき 5単位を加算) ※6月に1回を限度
ヌ 科学的介護推進体制加算		(1月につき 40単位を加算)
ル 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算相当（Ⅰ）	週1回程度 (1月につき 198単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 341単位を加算)
	(2) 介護職員処遇改善加算相当（Ⅱ）	週1回程度 (1月につき 194単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 333単位を加算)
	(3) 介護職員処遇改善加算相当（Ⅲ）	週1回程度 (1月につき 172単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 296単位を加算)

支給限度額管理の対象の算定

「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算相当」、「介護職員等特定処遇改善加算相当」、「介護職員等ベースアップ等支援加算相当」は、支給限度額管理の対象外の算定項目